

報告事項

府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（案）の作成について

1 趣旨

本市では、平成21年度から、高齢者や障害者など、災害発生時に特に支援が必要な方を地域の住民同士で支える「共助」の仕組みづくりを進めるため、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の整備に取り組んできました。

また、東日本大震災の被災状況を教訓として、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受け、府中市地域防災計画に避難行動要支援者対策事業を位置付け、取組を進めてきました。

しかしながら、近年の地震や大型台風等による災害においては、依然として多くの高齢者や障害者等が犠牲になっていることから、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするため、府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（案）（以下「避難支援プラン」といいます。）を作成するものです。

2 概要

- (1) 総則 (本文掲載 1～3 ページ)
避難支援プランの目的や位置付けを示しています。
- (2) 避難行動要支援者情報の収集と名簿の作成 (本文掲載 4～8 ページ)
名簿に記載するものの範囲や項目を示しています。
- (3) 支援体制 (本文掲載 9 ページ)
地域における支援体制の考え方や支援組織の役割を示しています。
- (4) 避難行動要支援者の支援の方法 (本文掲載 10・11 ページ)
支援の流れなどを示しています。
- (5) 個別支援計画の作成 (本文掲載 12 ページ)
個別支援計画の考え方や内容について示しています。
- (6) 災害時における支援 (本文掲載 13～16 ページ)
市からの情報提供や避難場所について示しています。
- (7) 安否確認体制の整備 (本文掲載 17 ページ)
安否確認体制や方法について示しています。
- (8) 情報伝達等 (本文掲載 18・19 ページ)
避難に関する情報伝達について示しています。
- (9) 避難誘導及び避難所における支援 (本文掲載 20 ページ)
避難誘導の手段や避難所における支援について示しています。
- (10) 普及・啓発 (本文掲載 21・22 ページ)
防災意識の啓発や日頃からの備えについて示しています。

3 今後の予定

避難支援プランについて、パブリック・コメント手続を実施し、市民からの意見等を反映させた計画として取りまとめます。